

募集型企画旅行取引条件説明書面

当社の募集型企画旅行にお申込みされるお客さまは、必ずこの旅行条件書をお読みください。
本旅行条件書は、取引条件説明書面及び契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- a. この旅行は株式会社Triventure(以下「当社」といいます)が株式会社インフィニティグローバルスクールとともに企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- b. 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット又はホームページ、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。
- c. 当社は、お客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. お申込みと旅行契約の成立

- a. 当社は電話、郵便及びファクシミリ及びインターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して5日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。
- b. お客様が、旅行予約サイトで予約・決済を行う方法を選択した場合、第24項の通信契約による旅行条件を適用し、第21項dの定めにより契約が成立します。
- c. 旅行契約は、郵便又はファクシミリ及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合、申込金のお支払い後、当社の旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合でも、通信契約によって契約を成立させるときは、第21項dの定めにより契約が成立します。
- d. 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- e. 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第22項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- f. 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- g. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申し込み条件

- a. 8歳未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- b. ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- c. お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- d. お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- e. お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- f. 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性ある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- g. 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。
- h. 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- i. 当社は、本項a,b,f,g,hの場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、a,bはお申し込みの日から、f,g,hはお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- j. お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- k. お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- l. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- m. その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- a. 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社らの責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- b. 本項aの契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、郵送、電子メール等でお渡しの他、インターネットを利用したアプリ等でご案内することがあります。

5. 旅行代金のお支払い

- a. 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）や第13項に規定する取消料・違約料、第9項に規定されている追加料金及び第12項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

6. 旅行代金について

- a. 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。
- b. 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。
- c. 「旅行代金」は、第2項の「申込金」、第13項aの「取消料」、第13項cの「違約料」、及び第20項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はホームページ、パンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金（又は基本代金）として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

- a. 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- b. 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
- c. その他ホームページ、パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したものの。
- d. 上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

- a. 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。

- b. 宿泊施設利用における宿泊税（一部注釈のあるコースにおける宿泊税を除く）、空港施設使用料等。（ホームページ・パンフレット等に明示した場合を除きます。）
- c. クリーニング代、電話代その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- d. ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金。
- e. 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。
- f. 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

9. 追加料金

第6項でいう「追加料金」は、以下の料金をいいます。（あらかじめ「旅行料金」の中に含めて表示した場合を除きます。）

- a. ホームページ、パンフレット等で当社が「xxxx追加料金」と称するもの（ストレートチェックイン追加料金、航空会社指定ご希望をお受けする旨ホームページ、パンフレット等に記載した場合の追加料金等）。

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

11. 旅行料金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行料金及び追加料金、割引料金の額の変更は一切いたしません。

- a. 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行料金を変更いたします。ただし、旅行料金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- b. 当社は本項aの定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項aの定めるところにより、その減少額だけ旅行料金を減額します。
- c. 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行料金を減額します。
- d. 第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行料金を変更します。
- e. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行料金が異なる旨をホームページ、パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行料金を変更します。

12. お客様の交代

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

13. お客様による旅行契約の解除

＜旅行開始前＞

- a. お客様は、(表2)で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「取消日」とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に契約を解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。
- b. 当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- c. 旅行代金が期日までに支払われなときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- d. お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更（航空運賃変動型プランにおいては、利用する航空便名の変更および座席クラスの変更を含みます）については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

(表2)

取消日	取消料(お一人様)
お申し込み確定日から起算して8日目まで	振込手数料
12月5日まで	旅行代金の50%+振込手数料
12月6日以降	旅行代金の100%

- e. お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - i. 第10項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第20項の表に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります
 - ii. 第11項aの規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - iii. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
 - iv. 当社がお客様に対し、第4項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。

- v. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- f. 当社は、本項aにより旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。

<旅行開始後>

- g. お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- h. お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限り)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

14. 当社による旅行契約の解除

<旅行開始前>

- a. 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- b. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- c. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- e. お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- f. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行にあつては3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

お客様が第5項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、前13項aに定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

<旅行開始後>

- a. 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。

- b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

当社が上記cの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客さまとの間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客さまが既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとし、また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客さまがまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客さまに払い戻します。

当社は、上記b,d規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客さまのご依頼に応じてお客さまのご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

15. 旅行代金の払い戻し

当社は、第11項の規定により旅行代金が減額された場合又は第13、14項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客さまに払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに対し当該金額を払い戻します。

16. 旅程管理

- a. 当社はお客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客さまに対し次に掲げる業務を行います。当社がお客さまとこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。
 - i. お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。但し、本項6の個人旅行プランを除きます。
 - ii. 前iの措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。
- b. お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。
- c. 【添乗員同行コース】
添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行いません。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

- d. 【現地添乗員同行コース】
現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本項3における添乗員の業務に準じます。
- e. 【現地係員案内コース】
現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。当社は現地において当社が手配を代行させる者により、本項1に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわせ、その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。
- f. 【個人旅行コース】
個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客さまが旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客さま自身で行っていただきます。

17. 当社の責任

- a. 当社は、契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- b. お客さまが次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項aの責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - i. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ii. 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 - iii. 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - iv. 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - v. 自由行動中の事故
 - vi. 食中毒
 - vii. 盗難
 - viii. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- c. 当社は、手荷物について生じた本項1の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客さまお1人につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

18. お客様の責任

- a. お客さまの故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客さまが当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客さまから損害の賠償を申し受けます。
- b. お客さまは、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客さまの権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- c. お客さまは旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したと

きは、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

19. 特別補償

- a. 当社は第17項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程により、お客さまが募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個または一対については、10万円を限度とします。当社は現金、クレジットカード、クーポン券、航空券、その他約款の別紙「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償いたしません。
- b. 当社が第17項aの責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。
- c. お客さまが募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項aの補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- d. 契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

20. 旅程保証

- a. 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の i、ii、iii に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに支払います。ただし、当該変更について当社に第17項aの規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
 - i. 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
 1. ア) 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
 2. イ) 暴動
 3. ウ) 戦乱
 4. エ) 官公署の命令
 5. オ) 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 6. カ) 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 7. キ) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
 - ii. 第13、14項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更

- iii. パンフレット又はホームページに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- b. 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客さま1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客さま1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- c. 当社が、本項aの規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第17項aの規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客さまは当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客さまが返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額とを支払います。
- d. 当社は、お客さまが同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限る)	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツ	2.5	5.0

注1.「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2.確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注3.第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注4.第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5.第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注6.第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によります。

21. 通信契約により旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込を受ける場合があります。(以下、「通信契約」といいます)

- a. 通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。
- b. 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- c. 通信契約の申込みに際し、会員は、申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
- d. 通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、当社が、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客さまに到達したときに成立するものとします。
- e. 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます。
- f. 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なしに契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

22. 個人情報の取扱い

- a. 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客さまとの連絡のために利用させていただくほか、お客さまがお申込まいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
この他、当社は(1)当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い(3)アンケートのお願い(4)特典サービスの提供(5)統計資料の作成にお客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。
- b. 当社は、当社が保有するお客さまの個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客さまへのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社と機密保持契約を結んだ協力企業との間で、共同して利用させていただきます。協力企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきます。
- c. 当社は旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜を図るため、当社の保有するお客さまの個人データを土産物店等に提供することがあります。この場合、お客さまの氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法及びファクシミリ等で送付することによって提供します。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込み時にお申出ください。
- d. 個人情報の取扱いに関するお問合せ先
当社「個人情報お客様相談室」
電話:090-1316-9418
mail:hello@triventure.co.jp

23. ご注意

- a. お客さまが個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客さまのけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客さまにご負担いただきます。
- b. お客さまのご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客さまの責任で購入していただきます。
- c. 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ登録等はお客さまご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客さまが受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず、当社は一切の責任を負いません。
- d. 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。
当社は、旅行中のお客さまが、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とさせていただきます。
- e. お客さまのご都合による行程変更等はできません。ご集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
例えば航空便利用のコースの場合、交通機関の渋滞等、当社の責に帰すべき

事由によらず航空便にお乗り遅れの場合は、別途、お客さまの負担で航空券の購入が必要となり、航空券引換証の払い戻しも出来ません。

- f. 悪天候等、お客さまの責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合、第13項eの規定により、当該旅行サービスに対して取消料、違約料等支払うべき費用を差し引いた金額をお客さまに払戻します。ただし、代替サービスの宿泊費・交通費等は、お客さまのご負担となります。
- g. 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- h. 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- i. 旅行業務取扱管理者とは、お客さまの旅行を取り扱う旅行会社・営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関して、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく取扱管理者にお尋ねください。

24. 募集型企画旅行契約について

この条件に定めない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社の旅行業約款をご希望の方は当社にご請求ください。

25. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件は2022年9月1日を基準としています。

<旅行業務取扱>

北海道知事登録旅行業第3-828号

株式会社Triventure 本社営業所

(一社)全国旅行業協会保証社員

北海道旭川市宮下通19丁目1257-2

Tel:090-1316-9418 Mail:s.sato@triventure.co.jp

国内旅行業務取扱管理者 佐藤志乙里

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関して、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく上記・旅行業務取扱管理者にご質問下さい。